

## 一八八〇年前後における地方行政の方針について

青 木 孝 寿

はじめに

日本における近・現代史において、部落問題という社会的差別の問題がどうして残されているかが学問的に問われ、その原因についていくつかの理論(仮説)が主張されてきている。<sup>(1)</sup>

その中の一つに、近代における部落問題の成立を、明治天皇制国家の確立に求める理論が出てきている。すなわち天皇制的身分支配が部落問題・部落差別を成立させてきているという考え方である。<sup>(2)</sup> 筆者はいま、この理論を検証していくためには、その方法論とともに、まず具体的な基礎的事実を明らかにしていく必要があるだろうと考えている。

そこで天皇制身分支配Ⅱ明治天皇制国家の確立による部落支配を考える前提として、一八八〇年代の天皇制国家の確立期における地方行政の事態を、長野県の事例をとおして考察することにした。その場合、この小論では、長野県行政・郡行政の行政方針―基本的方針を検討することから始めたいと考える。そのうえで他日を期して、それにたいする民衆の対応の特徴を考え、さらに部落住民の動向を多面的に把握してみたいと念願している。

以下に検証するポイントを略記していく。

(1) 一八七八年(明治11)の北陸・東海巡幸において檜崎寛直県令が明治天皇に奏上した「祝詞」を紹介し、長野県行政がいかなる問題に関心を持っていたかを考える。

(2) つぎにこのとき同県令が明治天皇に奏上した「県治提要」を史料紹介し、西南戦争直後の政情定まらない時期に、県令が重視した県政方針をあげてみたい。

(3) 一八八〇年(明治13)檜崎県令が、設置間もない郡役所を巡視し、郡政の実況をみることによって県政と県民の対応を認識しようとした。その際の県令への郡長上申書を検討したい。

(4) この郡長上申書から、郡政担当者が郡民(県民)をどう認識していたかをみることによって、県政出先機関の方針の一端をみたい。

以上のようなポイントに視点をおくが、行政方針にかかわる史料を紹介し検討することにとどまっていることをあらかじめお断りしておきたい。

### 一 北陸・東海巡幸と「県治提要」

明治天皇の全国巡幸・行幸は、一八六八年(明治1)から一九二二年

(明治45)までの一代にわたり、全国的にあるいはその一部に実施されてきた。巡幸期間だけとった一ヵ月以上にわたる巡幸・行幸は、一八七二年(明治5)の西国巡幸、七六年(明治9)の奥羽巡幸、七七年(明治10)の近畿行幸、七八年(明治11)の北陸・東海巡幸、八〇年(明治13)の山梨・三重・京都巡幸、九〇年(明治23)の愛知県下・京都・呉・佐世保及び江田島行幸、九四・九五(明治27・28)の広島・京都行幸、九七年(明治30)の京都市行幸の八回である。そのうち天皇制確立期までに六回をかぞえている。

これらの中で長野県を通行したのが、一八七八年の「北陸・東海御巡幸」であり、八〇年の「山梨・三重・京都御巡幸」であって、大規模な巡幸が二回も長野県を通行したのである。

ところで、長期間の巡幸・行幸が明治前期に集中したことは、明治政府の天皇制確立のための布石であったことを示している。そしてさらに、一八七六年の奥羽巡幸から一八八〇年の山梨・三重・京都巡幸まで四回が明治十年前後に集中していることは、自由民権運動という下からの民主主義運動に対する、上からの巡幸・行幸による切り崩し政策の一環を示していたと考えることができる。

一八七八年の北陸・東海巡幸は、八月三十日東京を出発して十一月九日東京に帰る、七二日に及ぶもので、そのうち長野県においては、九月六日軽井沢に入り、中山道・北国街道を北進して、九月十日新潟県関川に至る五日間であった。

長野県編「北陸東海両道御巡幸ニ付当県下御通行中記事」によると、

九月九日、長野町御駐輦、午前第八時ノ御出門ニテ県令榎崎寛直御先導ヲ為シ県庁へ臨御アリ、(略)鳳輦ハ県庁ノ玄関ニテ止リ、夫ヨリ御車ヲ下ラセラル、先ヅ便殿ニ着御アリ、少頃アツテ県令御先導ヲ為シ正庁ニ入ラセラル、此処ニ於テ県令ハ祝詞及奏上ヲ奉リ、県治事務奏上セリ、(下略)

とあり、長野県令榎崎寛直が明治天皇に祝詞を奏上し、県治事務を奏上したのである。このとき以上を含めて奏上した書類のすべてはつぎのとおりで、二〇種に達した。

- 一 祝詞 一通
- 一 奏上県治提要 一冊
- 一 長野県師範学校 一冊
- 一 小学校 一冊
- 一 病院 一冊
- 一 警察署及分署巡查ノ員数 一冊
- 一 勸業ノ方法 一冊
- 一 荒地並開墾地取調 一冊
- 一 孝子節婦奇特及忠臣義士取調 一冊
- 一 西南出征戦死人等取調 一冊
- 一 長野県職員録 一冊
- 一 管下八十歳以上及百歳以上人員取調 一冊
- 一 信濃国明細全図 一本
- 一 一覽表 一本
- 一 陳列物産目録(一及二) 二冊
- 一 勸業場陳列物産目録 一冊
- 一 勸業場陳列古器書画目録 一冊
- 一 勸業工場職工人名書 一冊
- 一 明治十年度定額内外常費並臨時費共實際仕払取調 一冊
- 一 著名物産目次 一冊
- 一 以上式拾条 一冊

これらのうちで明治政府の地方官として地方行政に当たる県令の姿勢・意識がまとまって理解できるのが、祝詞と県治提要であり、他の奏上書類も、県令が重視する行政資料を示しているとともに、明治政府が

地方行政の理解・把握に必要としているものが明らかにされるといふ意味で、右の目録は重要であろう。

まず第一に県令の祝詞をみよう。

### 祝詞<sup>(7)</sup>

維明治十一年八月卅日北陸東海ノ兩道巡幸トシテ、龍駕東京ヲ発シ玉ヒ、玆ニ九月九日ヲ以テ蹕ヲ長野県ニ駐メ、親ク県治土俗民情ノ如何ヲ觀察シ、普ク時雨ノ恩沢ニ浴セシメ玉フ、聖恩ノ鴻大ナル天地ト窮リ無シ、巨覽直僚屬ト同ク謹ンデ祝辭ヲ上ル、  
伏テ以ルニ、陛下ノ位ニ即キ玉フヤ内患外寇猶未ダ全ク理セズ、辺境尚ヲ王化ニ梗スル者無キニ非ズ、惟レ陛下ノ神聖ナル治ヲ求ムルニ汲々シテ賢ヲ立ツルニ方ナク、旁ネク俊父ヲ羅シテ官ニ在ラシメ宵肝以テ宸慮ヲ勞セラル、事一夫モ其所ヲ得ザルモノ無カラシムルニ在リ、今ヤ内外既ニ安ク、治具方ニ張ル、猶且寧処セズ無逸ヲ前史ニ逐ヒ如傷ノ慈仁ヲ播ス、東幸北巡親ク稼穡ノ艱難ヲ視察シ、普ク億兆ノ利病ヲ咨詢シ、孝子節婦忠臣烈士ノ旌表ヨリ、養老恤災ノ典ニ至ルマデ、其盛躡ノ歴々タル開闢以還未ダ曾テ有ラザル所ニシテ、今即チ有リ、玆ニ於テカ龍旗ノ閃ク所戸々仁風ノ藹々タルヲ擲シ、鳳駕ノ過グル所人々恩雨ノ霏々タルニ浴ス、信山ノ重疊セル曾テ辺陬ノ念ヲ起サズ、越海ノ渺洋タル同ク輦下ニ安居ノ恩ヲ為ス、徳輝ノ照臨スル所、独巨等感激ノ至ニ耐ヘザルノミナラズ管下百万蒼生ノ遍ネク舞蹈ヲ知ラザル所ナリ、昊天岡極涓埃ノ能ク尽スベキニ非ズ、区ニ惟宝祚ノ無疆ヲ祈ルノミ、謹デ祝ス、

明治十一年九月九日

長野県令正六位 巨楯 崎 寛 直

(傍点筆者)  
この祝詞では、巡幸の目的を、「親ク県治土俗民情ノ如何ヲ觀察シ、普ク時雨ノ恩沢ニ浴セシメ玉フ」「東幸北巡親ク稼穡ノ艱難ヲ視察シ、普ク億兆ノ利病ヲ咨詢シ、孝子節婦忠臣烈士ノ旌表ヨリ、養老恤災ノ典ニ至ルマデ」明らかにすることにあると述べ、最大限の言葉をもって巡幸の意義をたたえ祝詞としたのである。

この中で県令は、「陛下ノ位ニ即キ玉フヤ内患外寇猶未ダ全ク理セズ、辺境尚ヲ王化ニ梗スル者無キニ非ズ」の状態であったけれども、「今ヤ内外既ニ安ク、治具方ニ張ル」と述べて天下が太平になってきたとした。たしかに明治初年以來の内乱の收拾、新政への反対運動の鎮静、ヨーロッパ列強との対応、朝鮮への抑圧(日朝修好条規)などを通じて、「内外既ニ安ク、治具方ニ張ル」という県令の認識が出てきたけれども、しかし前年の西南戦争、および自由民権運動の激化の兆候は軽視できなかつたはずである。

長野県師範学校編「御巡幸参拾年紀念号」(『学友』第三七号)によれば、

御著輦数日前より、白の洋傘に千金丹と大書せるを翳し、大声を放ちて千金丹を売り廻れる者幾十人となく長野に入り込みしが、当日は其影だにも止めずなりぬ。時恰かも西南の役了へて一年の事なれば、市民等は或は御巡幸に付き豫め地方の状況を偵察せしめんための者ならずやと、噂取々なりしとかや。事の真偽は知るに由なきも、人心未だ静かならぬ事斯の如くなれば、行在所は橋の前後門の内外、共に巡查騎兵を配置して、嚴重に取締り、市中全部は供奉の警部・巡查・騎兵及び本県の警部・巡查合せて数百名にて代る々々巡邏し、非常を戒めたり。

とある。この記述は記念号編集者の文か、何かの史料にもとづいたものかは必ずしも明確ではないが、いずれにしても西南戦争後一年のことである。

あるため、政府の密偵がたくさん入っていたのではないかという噂が市民の間にあり、また、「人心未だ静かならぬ」ので、天皇行在所の大勸進付近を騎兵と巡査多数で嚴重に警備していたのである。單なる警備でなく西南戦争とのつながりで嚴重に警備がなされていたことが理解される。その意味から、県令の「今ヤ内外既ニ安ク、治具方ニ張ル」という言辞は、祝詞という形式に制約された修飾的贅辞であったであらう。このような状況と関連して付記したいのは、つぎの事実である。巡幸に同行した東京日々新聞記者岸田吟香は、八月三十一日より東京日々新聞に「御巡幸の記」を載せ、巡幸を詳報したが、他の各紙とも巡幸を連載している。岸田は第一五報において、

(註・九月十日)今朝午前七時、長野県行在所御發轅にて元善町を南へ、大門町を東へ河原崎町より北へ進ませ玉ふ、折から傍の酒店の内より一人の男が出で立ちて乗輿に向ひ何か暴言を吐きしを、直に東京よりの供奉の警部が走り寄りて拘引したる由なるが、其後のことは聞かずして通り過ぎたり、(下略)

と書き、長野県編の前掲「当県下御通行中記事」は、  
九月十日、午前第七時長野町行在所ヲ御發轅アリ、長野町ノ内字新町ニテ瘋癲者アリテ乗輿ニ向ヒ暴言ヲ放ツヲ以テ、在京巡査直チニ拘引シ当県警部へ引渡シ長野警察署ニ拘留セリ。

と記しているのです、この二つの記事は同一事件を扱ったものであることがわかる。行在所を出てまもなく新町付近で、酒店から出てきた一人の男が、「乗輿」に向かつて「暴言」を吐いたので拘引した、という。後者の史料は、この男を「瘋癲者」としており、これ以上詳しい事実は不明であるが、いづれにしても巡幸中にこのようなトラブルが発生するたために、警備は嚴重であったのである。

## 二 「県治提要」の内容

榑崎県令が奏上した「県治提要」の内容を検討して、県令が、長野県行政について重視していた行政方針を考えてみよう。重要なので長文であるが掲げる。「県治提要」のほぼ全文(一部略)はつぎのとおりである。<sup>(11)</sup>

(中表紙)  
「奏上県治提要」

長野県令 榑崎寛直謹白

伏テ惟ルニ、信濃ノ国タル 神州ノ梁脊ニ位シ地勢高峻、民俗随テ強毅陋固ノ風習ヲ免レス、臣寛直不似ノ身ヲ以テ襜ニ叨リニ地方ノ重任ヲ效土ニ辱ウセリ、命ヲ承ケテ以来夙夜ニ寅畏シ常ニ寄托ノ効アラサルヲ恐ル、臣熱本州ノ民情土風如何ヲ視察スルニ、施治速成ヲ要シ難ク漸ヲ以テ之ヲ甄陶スルニ在リ、故ニ管下ノ治教毎ニ諸県ニ後ル、者ノ如シ、然レモ其 聖化ヲ膺クルニ至テハ亦敢テ其蹟ヲ異ニセサルニ似タリ、今ヤ幸ニ聖明ナル 陛下ノ鴻德ニ頼リ、地租改正ヨリ国県道ノ修繕ニ至ルマテ功全ク竣リ、戸籍ノ人員年ニ増加シ、勸業ノ事項日ニ緒ニ就キ、士民各所ヲ得テ学校・病院其他凡百ノ事業日月ニ振張スルヲ冀ユ、臣力不肖ナル此隆運ニ遭遇スルヲ得、可謂多幸ノ甚シキ者ト、乃チ現今管下施治ノ状況ヨリ地勢物産等ニ至ルマテ、其梗概ヲ撮録シ並セテ別記若干卷ヲ副ヘ謹テ上奏ス、長野県ハ旧ト信濃ノ内北部六郡ヲ管シ、草高四拾五万四千九百式拾壹石九斗八升八合五勺タリ、明治九年旧筑摩県ヲ併セ信濃全国ヲ管轄シ、草高合七拾八万六千四百拾壹石六斗六升八合三勺トス、東南ハ群馬・山梨・静岡・愛知ニ、西北ハ岐阜・石川・新潟ノ諸県ニ連接ス、郡数拾、曰ク佐久・小県・諏訪・伊那・筑摩・安曇・更級・埴科・水内・高井是ナリ、町数式拾有

三、村数六百七拾有八、戸数貳拾壹万四千貳百七拾四戸、人口九拾七万七千九百四拾人、反別拾五万三千九百七拾六町疋反六畝貳拾歩八厘、地価三千九百七拾貳万三千五拾七円拾壹銭タリ、管内ヲ区画シテ北部貳拾八、南部貳拾四、合計五拾貳大区トス、出張所ヲ置クニ、一ハ筑摩郡松本ニ、一ハ伊那郡飯田ニ在リ、而シテ南部ヲ管シ、本庁ヲ水内郡長野ニ置キ、北部ヲ直轄ス、小区ヲ画スル三百四拾五、師範学校ヲ設クル一、同ク支校一、中学区七、小学校八百、訓導五百六拾九名、授業生三千五百三人、就学スル生徒八万九千五百五拾余人、此他学齡猶予五万三千五百五拾九人、病院ヲ置ク三所、教員三名、生徒八拾名タリ、警察署ヲ設クル本部八、同ク分署四拾七、巡查三百三名タリ、其地勢山岳四周、全国海ニ瀕スルノ土ナシ、地味肥瘠相半ハシ全州ノ山岳蓋六分強ニ居レリ、(註山岳・河川の記述略) 氣候沍寒ニシテ窮冬ハ寒暖計二十八度、盛夏ハ九十三度ニ上レリ、物産ハ蕎麥・葡萄・杏子・桑・楮・桑苗・籐竹・杏仁・人参・松茸・栗・硫黄・明礬・蠟石・蜂密・鯉・年魚・鰻鱺・鱒・鯰・雉・鶏卵・熊胆等ニシテ、其製造ナルモノハ七子・絹・白紬・上田綿・麻布・蚊帳・青細美・小倉袴・織木綿・手拭地木綿・絞足袋裏・真田帯・打紐・山繭布・白綿・夏蚕原紙・粘入紙・内山紙・傘紙・水引・元結・蚕種・生糸・真綿・麻苧・山繭・山繭糸・寒心太・氷豆腐・氷餅・氷蕎麥・傘篋籠・菜種油・石脳油等ナリ、其風俗各地小異アリト雖、之ヲ要スルニ所謂武ニノ頑ナルノ氣習ニシテ、多クハ旧套ヲ固守シ開進活潑ノ氣概ニ乏トス、置県以來各自ノ本業ニ基キ勸奨誘掖漸次ニ陋習ヲ脱脫セシム、方今ニ至リテハ製糸ノ術等大ニ開ケ、百人取ヨリ六百人取ニ至ルノ器械ヲ設クルノ地合セテ七所、拾人取ヨリ六拾四人取ニ至ルノ器械ヲ設クル式百所、石油会社ヲ設クル一所、是亦逐年精良品ヲ出シ頗る聲價ヲ加フ、鉢坑十九、内試掘五、道路ヲ修理スル国道二条、里程合テ七拾貳里五町三拾五間、県道ヲ修理スル里程合テ三百拾四里三拾四町

三拾壹間疋尺、峻阪ヲ割ケ新道ヲ開鑿スルモノ四所、會議ヲ設クル県会・区会ノ二アリテ、県会ハ昨明治十年ヨリ創始シ毎歳一回トシ、区会ハ本年ヲ以テ始テ開場シ毎歳二回トス、都テ公選議員ヲ用フ、郵便局ヲ置ク百五十九、近来電信線ノ架設成リテ交際ノ便日ニ益隆ナラントス、本県吏員ヲ置ク總計百七拾六名トス、但 奏任二人、属官七拾三人、四等属六人、五等属三人、六等属八人、七等属十三人、八等属十三人、九等属二十一人、十等属十二人、警部二十八人、内四等一人、六等一人、七等二人、八等三人、九等四人、十等八人、本県地租改正ノ事業南部四郡旧筑摩 県所轄ハ明治六年二月ニ着手シレ、地租改正ノ公布ハ同年七月申中ナリ、直チニ改租ノ順序ニ着手セリ、同八年十二月ニ至リ其ノ功ヲ竣フ、北部六郡本県從前 所轄ハ明治八年四月ニ着手シ、同九年五月ニ至リ功ヲ竣フ、全管総歩数拾五万四千百八拾九町五反七畝九歩、地価金三千九百拾六万四千七百六拾三円六拾五銭九厘、地租金百拾七万五千貳円五拾七銭五厘、之ヲ旧税ニ比スレハ拾四万六千六百六拾壹円余ヲ増加セリ、一郡一区内ニ於テ甲ハ減シ乙ハ増スノ如キハ、其理由ノ起ル所反別ノ増加ト旧税ノ寛苛輕重一ナラサルトニ因レリ、而シテ著手ノ順序ハ各村地押ヲ始メ歩数ノ繩量、地位ノ等級、收穫収利ノ多寡ヲ調査シ、之ヲ簿冊ニ製シ地主一同連印ヲ以テ差出スノ後、主任官ヲ派出セシメ歩数ノ当否ヲ檢シ、然シテ各郡村ノ地位・等級ヲ定メ、耕耘ノ難易、運輸水利ノ便否等彼此ノ比準ヲ取リ地価ヲ定メ、区戸長及ヒ各村地主惣代ヲ召集シ其価額ヲ示スニ、齊ク地租改正ヲ希望スルニ至レリ、依テ詳細査訂ノ上地租改正局ノ許可ヲ得、明治八年ヨリ新税法ヲ施行セリ、続テ山林原野ノ改正ニ着手ス、然レハ險阻ノ山岳、広漠タル原野巨多ニシテ方今ニ至リ始テ歩数及ヒ収利ノ調査ヲ了レリ、不日地価ヲ定メ改租稟議ノ順序ニ至ラントス、明治六年太政官第四百貳拾

五号公布ニ因リ、本県實屬士族ノ家祿ヲ奉還セシモノ大略三千五百名、即チ第四百式拾六号公布ニ基キ授産ノ為メ官有地払下ケテ願ハシム、其ノ順序ノ如キハ南北部各其方法ヲ異ニスルヲ以テ、之ヲ二項ニ分チ其概略ヲ左ニ開陳ス、明治六年十二月太政官第四百式拾五号及四百式拾六号公布ニ因リ、北部士族ノ中還祿シテ地所ノ払下ケテ出願セルモノ大略式千名、其他東京府・静岡県・群馬県士族ニシテ当県下ニ於テ地所ノ払下ヲ請求セル者四拾余名アリ、然ルニ地所ノ肥瘠燥湿等熟ク、山野多キヲ以テ公布ノ制限ニ抛リカダシ、乃チ内務省ニ稟議シ熟田畑ハ一名三反歩ヲ限リ、余ハ山野ヲ払下ル事ニ決シ、同八年ヨリ投票セシメ逐次許可ヲ得テ払下ケテナセリ、然ルニ地所ノ肥瘠燥湿等熟知セサルヨリ投票ノ価額意外ノ高価ニ当リ、或ハ事實金策ノ術ナキ等ヨリ払下ケテ取消ヲ請願スルモノ陸續輩出シ、大率其半ニ至レリ、故ニ全ク払下ケテ受タルモノ概略一千名ニ出テス、思フニ各自ノ用途タル帰農ノ一点ニ止マラサルニ似タリ、

南部ノ地所払下ハ旧筑摩県ニ於テ明治七年ニ着手セリ、其地所ノ払下ヲ出願スルモノ大略千五百名、旧公有地ヲ官有地ト同ク之ヲ払下クルノ見込ヲ以テ已ニ投票セシメタリ、然ルニ明治八年地租改正事務局總裁ヨリ乙第三号ヲ以テ、従前該村々ニ限リ其草茅ヲ芟伐シ米ノ慣行存在シ、其隣郡村ニ於テ其所有タルヲ保証スルアレハ、之ヲ其村ノ所有地トナスヘキ旨云々ノ達シアリ、此ヲ以テ払下調査上大ニ影響ヲ生ゼリ、又社寺上地一旦投票セシムルノ后、旧神官及ヒ僧侶等ヨリ種々ノ苦情ヲ訴ヘ、再調ヲ要スルヲ以テ自然、事務渋滞セリ、故ニ全ク払下ケテ受タル者亦半ハニ出テス、然レモ将来就産ノ目途タル固ヨリ帰農ノ一点ニ帰向スルニアラサレハ、別ニ苦情アルヲ聞カス、前二項ノ如ク処置スト雖モ、元來士族ノ授産タル頗ル難事ナレハ殊ニ注意セサルヲ得ス、尤モ本年金祿下賜セラル、ニ就テハ將ニ其所ヲ得ントス、楡崎県令は、左に分類できるよりに、

(1) はしがきに当たる部分

(2) 県郡区域・町村数・戸口・土地反別・地価・管内区画・学校・教員・生徒・県立病院・警察

(3) 地勢・気候

(4) 物産・農・手工業・工業(製糸)・鉱業

(5) 道路・交通・通信

(6) 県会・区会

(7) 県吏

(8) 地租改正

(9) 家祿返還・士族授産

などの多岐にわたる項目について適宜奏上している。内容をみると、(1) はしがき

「神州ノ梁脊ニ位シ地勢高峻」という地理的条件から、「民俗随テ強毅陋固ノ風習ヲ免レス」と限定し、「民情土風」は「施治速成ヲ要シ難ク、漸ヲ以テ之ヲ甄陶スルニ在リ」、故に「管下ノ治教毎ニ諸県ニ後ル、者ノ如シ」と考察している。しかしそれにもかかわらず天皇の高恩によって地租改正以下の事業がすべて終り、人口増加、勸業その他事業が拡張してきたと評している。

(2) 県郡区域・町村数・戸口・土地反別・地価・管内区画・学校・教員・生徒・県立病院・警察

右に管下の指標となるものを掲げた。その中で管下を北部二八大区、南部二四大区、計五二大区とし、出張所を筑摩郡松本、伊那郡飯田の二カ所において南部を管轄し、本庁を水内郡長野において北部を直轄する、としている点が、一八七六年(明治九)、旧長野県・筑摩県を合県してからまだ日の浅い長野県政にとって、過渡的な南部の旧筑摩県への配慮としてみられたのである。

(3) 地勢・気候(略)

(4)物産

長野県の特産な農産物・鉱産物・水産物・畜産物を挙げ、つぎに手工業として織維製品・蚕糸・雑貨・油類等を示す。風俗は「武ニ<sup>(シテ)</sup>頑ナルノ氣習」といい、多くは「旧套ヲ固守シ開進活潑ノ氣概ニ乏」しかったが、廢藩置縣以来「勸奨誘掖」によって陋習を脱してきたと、県政の効果を自賛している。

とくにその中で新しい工業として製糸業・産油業を評価しているのが注目される。

(5)道路・交通・通信(略)

(6)県会・区会

一通り説明している。

(7)県吏

総計一七六人を等級によって分類

(8)地租改正

地租改正についてはかなりのスペースを割き、地租改正事業と租税、改正事業の順序、方法について説明している。やはり地方行政も地租改正の成否について注目していたので、相当な分量をこの問題に傾けていた。

(9)家禄返還・士族授産

地租改正と並んで県政がその成否に注目していたのが家禄返還と士族授産である。まず家禄返還について、長野県士族は約三五〇〇名が返還したが、そのあと授産のため官有地の払下げを願ひ出ている。しかし南北ではその方法が異なっていたので、その違いを詳しく説明している。そして士族授産の困難さを述べた。

以上、具体的には便宜筆者が分類した(2)から(9)に至る項目別によって、長野県政・県治の概要を奏上したのである。それをみれば、長野県の自然から、長野県を支える行政・町村・戸口・土地など基礎的指標を

まず掲げ、ついで教育・衛生・警察の三つの基本行政に触れ、さらに産業・交通運輸通信などの経済、県会・県吏という機構、最後に当面の最大の課題であった政策としての地租改正と家禄返還の維持をもって終っているのである。

ここに県政がその政治の対象としてとらえていた客観的な体制の中で、どのように軽重をつけていたかを理解することができるのである。

三 檜崎県令の巡視と郡長上申書

長野県にとって二回目の巡幸である一八八〇年(明治13)の巡幸は、松本地方を中心に県下に広く組織をもった、県下最大の自由民権結社<sup>13</sup> 匡社の浮沈に深く影響するものであった。同年六月、<sup>13</sup> 匡社を代表して松沢求策らが国会開設の請願書受理を実現するため東京で活動していたのである。結果的に松本巡幸は、<sup>13</sup> 匡社などの自由民権運動制圧に効果的であったのである。

一八八〇年の「山梨・三重・京都御巡幸」は、六月十六日東京を出発して、山梨県から二十三日長野県諏訪郡<sup>13</sup> 葛木駅に入り、上諏訪・下諏訪を経て塩尻峠を越え、二十四日塩尻・松本へ入り、二十五日松本発、南下して木曾路に入り、二十六日福島町、二十七日須原・三留野、二十八日妻籠・馬籠を経て岐阜県の深川へ到着した。<sup>13</sup>

檜崎県令にとって、一八八〇年の巡幸は、一八七八年の巡幸と同じく重要な意味を持っていたが、この巡幸の大セレンモニーが終ってから三ヵ月後には、みずから長野県内を巡視するという行政上の大きな施策をすすめることになったのである。

九月二十五日檜崎県令は県庁を出発して県下を巡視することになるが、この間の事情について十月の埴科郡長滝沢久武の上申書<sup>14</sup>をみよう。

維時明治十三年九月廿五日ヲ以テ、我長野県令公閣下モ県治ヲ出発

セラレ県下ヲ巡視シ、施政ノ得失ト民衆ノ疾苦トヲ親シク諮ヒ給ヒ、

南北安曇・東西筑摩其他ノ諸郡ヲ過テ本日ヲ以テ我埴科郡庁ニ臨マセ

ラル、是ニ於テ郡書記ト俱ニ車駕ヲ郡廳ニ奉迎ス、抑這回巡視セラル

ノ挙ヤ本庁創置以來未曾有ノ盛典ニシテ、令公閣下ノ巡視ヲ奉待スル

ヤ大早ノ雨來蘇ノ望ヲナスノ久シキ、今方サニ其清会ニ遭遇スルヤ拵

舞雀躍ノ至リ也、何ソソ為メニ眼勉以テ報恩ニ竭サ、ランヤ、微生久

武叩リニ郡長ノ重任ヲ辱フシ光榮何ヲカ加ヘン、唯恐ル其職ニ堪ユル

ヲ能ハサルヲ、示今倍奮勉以テ聖恩隆渥ノ万一ニ報ヒ令公閣下ノ盛

意ニ背戾セサランヲ誓ヒ、謹テ職制及ヒ特任ノ弁理スル所ノ条項ヲ

具陳セント欲ス、

滝沢郡長は、県令の巡視についてその目的を、「施政ノ得失ト民衆ノ

疾苦トヲ親シク諮ヒ給ヒ」と述べており、南北安曇両郡、東西筑摩両郡

その他の諸郡を経て埴科郡庁に達したとしている。この県令巡視は「本

庁創置以來未曾有ノ盛典」とも述べているのであるが、最大限の贅辞を

以て県令の来庁を迎えている。しかもこれは例外ではなく、いずれの郡

長も同じであった。

このように巡視の目的が、行政の得失と民衆の具体的な問題を視察す

ることであり、これを全県におこなうというのであるから、県当局の決

意は相当なものであり、またそれだけ一八八〇年の現実はきびしいもの

があったことをうかがわせるのである。

県令巡視のさい各郡長より上申書が提出されたが、上申書類は「公文

編冊 長官巡視ノセツ郡長上申書類 明治十三年」二冊として今日まで

保存されている（長野県庁文書・県立長野図書館保管）。その表紙は、

「明治十三年十一月

長官巡視ノセツ郡長上申書類

と表記され、北信分（二冊之内一）と南信分（二冊之内二）に分かれて

いる。上申書の内容の一例を南佐久郡で示すと、

上申目録<sup>(15)</sup>

一 郡役所創立ヨリ本年八月ニ至ル受附件数

一 郡吏各掛現人名及従前ノ進退黜陟

一 郡役所限設ケタル庁中假規則

一 所屬町村現在名

一 町村会開設ノ村名

一 現今開墾及水理土功等著シキ事業着手ノ箇所

一 著名ナル公立小学校名六ヶ所及其教員人名生徒数

一 教育令発行以後学事ノ概況

一 製造所并ニ概況

一 著名ノ物産

一 当庁重大ト看認ル件無之旨上申書

計 拾壹件

今般御巡視ニ付右件取調別冊上申仕候也、

明治十三年十月十一日

南佐久郡長 平井利貞 圖

長野県令権崎寛直殿

となつてゐる。これに対して南安曇郡役所は、大要は南佐久郡役所と同

じであるが、一部、郡の特色をもっている。九月三十日付で県会に提出

した上申書の目録は、

郡治概況目録<sup>(16)</sup>

郡治概況目録

一 郡役所創立ヨリ本月ニ至ルノ受付件数

一 郡吏各掛現人名及従前進退黜陟

一 所属町村現在名并明治十二年以降新ニ分離セシ村名

一 町村会開設ノ町村名

一 現今開墾及水理土功等著シキ事業ニ着手箇所

一 牧場

一 中学校教員人名及生徒数

一 公立病院医員人名及概況

一 著名ナル公立小学校名兩三所及其教員人名生徒数

一 教育令発行以後学事概況

郡役所ニ於テ重大ト看認スル件処分未済ノ分

一 安曇村授産金下与之件

一 道路改修及溝渠築堤ノ意見書

となつており、牧場・中学校・公立病院および郡役所が重大とみなす件処分未済分等が、南佐久郡役所と異なつてゐる。

南佐久郡役所の内容をみると、一八七九年（明治12）創立された郡役所の、それ以来の受付件数、郡吏の旧現職員録、郡役所行政執行の仮規則、郡所属町村名、町村会を開設してゐる町村名、開墾・水利・土木などの事業、有名公立小学校と教員など、一八七九年の教育令発布以後の学事状況、工業に関する製造所、著名な郡下の物産、当郡役所の重要案件など一一項目にわたつてゐる。これを整理してみると、(1)郡制・郡役所発足以来、郡役所がどのように機能してゐるか、その指標になるものを挙げてゐる。(2)郡政下にある町村、および発足したばかりの町村会の実情を把握しようとしてゐる。(3)土地・水利・土木および工業など経済的基盤を把握しようとしてゐる。(4)教育を重視してゐる。

これによつて、県令一郡長の地方行政についての視点がどこにあつた

かをみる事ができる。

#### 四 郡政担当者の郡民認識

つぎに郡長たち郡政担当者は、郡民をどう認識してゐたかを、前掲郡長上申書類からみよう。

##### (1) 北安曇郡長

民間の景況として、

「其一 本郡ノ民従前淳朴ニシテ節儉ヲ崇ヒ不廉ノ風無シトス、然リ而シテ時世ノ遷移ニ随ヒ、往々強狐ヲ習ヒ廉恥ヲ忘レ虚詐ヲ事トスルノ徒其間ニ出ルアリテ、儘良民ヲ蠱誘ス、今ヤ郡村ノ制ヲ更ムルニ方リ、牧民タル者勤メテ之ヲ奨励セハ、素厚ノ風ニ復ルヲ得ヘキナリ、

其俗南中部ハ漸ク世風ニ化シテ功芸ヲ尚フヲ知り、又其子弟ヲ教導スルニ及ブ、北部山中ノ如キハ尚ホ男女トモニ麻褐纏ニ半身ヲ被ヒ、蓬頭跣足依然トシテ太古ノ風ヲ存ス、然レモ致々トシテ業ヲ勤メ、暉々ト心ヲ安ソス故ニ、百年ノ寿ヲ保ツモノアリ、其二郡村榮枯齊シカラスト虽モ、概スルニ近年貧困ニ至ル者多シトス、中ニ就キ神城村・美麻村ノ如キハ上農夫等多ク、其産ヲ破リ流離顛々スルニ及ヘリ、大町・池田町ヲ除クノ外ハ、地積ニ比スレハ戸口太々疎ナリ人云ヘシ、

(中略)

其四農隙ニ営ム余業ハ、県道辺ノ住民ハ牛馬運賃ヲ業トシ、其他ハ麻苧ヲ製シ、荳葉ヲ刻ミ、草蓆ヲ織リ、或ハ雑業等ニテ余営ノ著シキモノトス、

其五郡内ノ民殆ント九十戸皆農ヲ以テ本業トス、其中商法・雑業ヲ兼ヌル者什ノ一ニ居レリ、僧侶・遊民ハ最寡少トス、其六従前藩士ノ住スル者ナシ、近年僅カニ来住者一戸アレキ、業已ニ

耕田ヲ得テ力作自營セリ、

(下略)

窪田畔夫郡長の民間の景況に対する把握は右の史料のように、具体的で詳細であり、他の郡長より深くとらえていると考えられる。それには、郡民は淳朴節儉であるが、時世の推移により「強犢」になり、「廉恥」を忘れた徒が出てきたとし、風俗は、北部山中の男女は麻褐で半身をおおひ、「蓬頭跣足」で太古の風ありと表現している。さらに近年貧困者が多く、神城村・美麻村などの農民は破産して流離するものが多い、と捉えたのである。社会階層の変化に目を向けている。

(2) 西筑摩郡長<sup>(18)</sup>

「風俗民情

概子質素温和ト虽モ亦固陋ヲマヌカレス、旧慣ニ固着シ毫モ進取ノ気力ナシ、勞力克勉ムレモ益薄シ、

農事ノ景況

土地高寒地味礪确ナリ、故ニ肥糞ノ類ハ厩肥柴草ヲ以テス、農家概シテ厩戸馬ニ三頭ヲ飼フ、年内踏所ノ厩肥ヲ春季ニ至リ田畑ノ培養トシ、又五月ノ節ニ至リ土俗山ノ口明ト称シ、新緑ノ柴ヲ刈り取り田地ニ入レ馬ニ踏セ以テ糞トス、耕耘勉テ密ナルモ地味礪确收穫最モ寡シ、農間男ハ袖或ハ木挽ノ業ニ就キ、女ハ太布ヲ織ル、

と西筑摩郡長高島正勝は上申している。風俗は質素温和・固陋で、旧慣に固執して進取の気力がないと言いつつ切っているのである。史料には挙げなかったが、「勸業ノ運行」の項でも、「脳力ヲ勞セス自ラ卑屈ノ弊ヲ甘シ進取ノ氣滌ニ乏シク」と述べていることも重要である。

このような北安曇郡長と西筑摩郡長の郡民に対する郡政担当者としての認識には、全体として共通したものが感じられるが、西筑摩郡長のいう固陋とか旧慣固執というのは、このち三年後の一八八三年(明治16)の、巡察使・元老院議員渡辺清の「長野県巡察報告書」にある長野

県の巡察報告と共通しているのである。<sup>(19)</sup>

それによると、民情は概して「醇厚素朴」であるが、旧来諸藩が「犬牙相接シ」たために地域の風俗多少異なり、「素朴温順」もあれば「質朴ナルモ固陋ヲ免カレサル」もあり、松本地方はことに「固陋ニシテ狡黠」と評している。ここには中央政府の官吏と地方県郡官吏とのみごとな視察の一致がみられるのである。

しかし右にみられたように、民衆をいたずらに固陋で進取の氣に乏しいと言いつつばかりもいらなかった。埴科郡長滝沢久武は、

「其職制ニ依テ開庁以降処分スルモノ三百卷件、其特任ニ由ッテ処分スルモノ八千五百八拾七件、奥書經由ニ依ルモノ千九百五拾九件ニシテ、上申下達ノ日々月ニ増加スルコト前年ニ比スルキハ幾ント一ケ年ヲ以テ半歳ニ当ルノ増産アリ、是レ蓋シ郡庁設置以還人民ノ便理ヲ得ルニ由ルモノナリ」<sup>(20)</sup>

と述べているように、「上申下達ノ日々月ニ増加スルコト前年ニ比スルキハ幾ント一ケ年ヲ以テ半歳ニ当ルノ増産アリ」というほどで、民衆の行政に対するさまざまな要求は高まっていたのであった。

このような状況の中で、郡長は、民衆に対して行政官として接する態度や、行政官としての規律を郡役所庁中に向かって定めたのである。上伊那郡役所の一八八〇年十月の「事務概略取調書」<sup>(21)</sup>の中に、つぎの史料がある。

庁中盟約書

郡吏タルモノハ平素正直ヲ旨トシ、其事務ヲ処スルニ方リ苟モ事理ニ適セサルキハ討議弁論其見ル所ヲ尽シ、他日ニ於テ遺憾アルヘカラス、依テ右ノ数条ヲ設ケ各自記名捺印シテ約束ノ鞏固ヲ表ス、  
一人民ニ対シテハ言語温柔懇切ヲ旨トス、  
一節儉ヲ勤メ質素ヲ守ルヘシ、

但分限ニ応シ各番車野ノ振舞アルベカラス、

一同僚ノ交際ハ真率ヲ旨トシ輕薄ノ振舞アルヘカラス、

一役所ニ於テハ機密ノ評議ヲ除クノ外、総テ公談ヲ旨トス、

一私謁ハ弊書ヲ醸スノ基ナレハ、公事ヲ以テ民庶ノ自宅ヘ往来スルヲ禁ス、

一巡回等ノ節ハ特ニ言行ヲ謹ミ飲食等ヲ貪ルヘカラス、

一金穀貸借等ノ受印證印等ヲナスヘカラス、

但親戚友誼ノ際ハ此限ニ非ス、

一人民ニ對シ金穀等貸借スヘカラス、

但親戚友誼ノ際ハ此限ニ非ス、

右之通相定候事

これは郡役所職員の盟約書である。郡吏は正直を旨とし、事務は討議弁論を徹底すると約束し、人民に対しては言語溫柔懇切にすること、機密の評議のほかは公談することなどのほか、公吏としての公正な行政態度を定めたのである。これは郡政発足時における郡役所の姿勢を示しているとみられる。

紙数の都合で史料紹介を以上でとどめたが、このほか、郡政担当者の郡民にたいする認識事例としてとりあげなければならないものに、士族の対策があるが、今後に譲ることにしたい。

おわりに

最後に、これからの筆者の研究課題としてとりあげるべき問題を二、三述べてむすびにかえたい。

第一は、郡長上申書について残されている問題を継続してとりあげたい。たとえば士族の対策、町村合併、町村会、産業などの問題である。第二は、県政と自由民権運動との関係からみた県行政の対応とその変

化である。これ自身大きな課題であるが、民衆の運動とそれにたいする民衆支配の一環として、行政方針の推移という角度から考えてみたい。

第三は、近代における部落問題の成立を考えるという課題に直接迫るために、一八七〇〜八〇年代における部落問題にかかわる史料の再検討(筆者の既研究でとりあげたものの)、および史料発掘を課題としたい。

その場合、部落問題を生み出してくる社会制度、社会関係、たとえば町村合併の施行をめぐる問題、各社会階層・身分の実態などを、総合的にとりあげなければならないことはいうまでもない。

(註1) 部落問題研究所編『部落史の研究 近代篇』(一九八四年刊)の拙稿「解説」に簡単に紹介した。

(2) 同右所収の、岩井忠熊氏、鈴木良氏などの論文をはじめ今日までいくつか提起されており、またこれにたいする批判も論じられている。

(3)(4) 『明治文化全集』第一巻・皇室篇

(5) 乙部泉三郎編『信濃御巡幸録』(昭和八年三月刊・信濃御巡幸録刊行会) 九〇―九一頁。

(6) 同右一六七頁。長野県編「北陸東海両道御巡幸ノ節奏上書類」

(7) 同右一六七頁。

(8) 同右一五一頁。「御巡幸参拾年総会号」は明治天皇の長野師範学校臨幸三十年を記念して編集した詳細な巡幸記録。

(9) 同右二四頁。

(10) 同右九一頁。

(11) 長野県庁所蔵『公文編冊 北陸東海両道御巡幸ノ節奏上書類 明治十一年』(県立長野図書館保管)

(12) 上条宏之氏教示。

(13) 前掲乙部泉三郎編『信濃御巡幸録』二二三頁以下。

(14)(15)(20) 長野県庁所蔵『公文編冊 長官巡視ノセツ郡長上申書類 明治十三年』(二冊之内一)

(16)(17)(18)(21) 同右二冊之内二

(19) 我部政男編『明治十五年 地方巡察使復命書』上巻(一九八〇年十一月三

一書房刊)。拙稿「近代の生活・文化の形成と地域」(長野県短期大学人文  
社会研究会編『共同研究 西洋文化とその受容』(一九八二年三月・白文  
社刊)三八頁。

(歴史学)